

令和4年6月24日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第149回船員部会

【伊藤労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第149回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催とさせていただきます。

まず、ウェブ会議の操作方法についてご案内申し上げます。委員の皆様におかれましては、カメラ・マイクはOFF（マークにスラッシュの入った状態）のまま、ご発言の際はカメラ・マイクをONにさせていただきます。発言が終わりましたら、カメラ・マイクを再びOFFの状態に戻していただきますようお願い申し上げます。

ご発言時以外にカメラ・マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が乱れたりするおそれがございます。ご発言終了時には、カメラ・マイクを必ずOFFの状態にお戻しいたいただきますようお願いいたします。

また、傍聴者の方々につきましては、円滑な会議運営のため、常にカメラ・マイクはOFFの状態でご傍聴をお願いいたします。

その他ご不明な点、映像や音声に乱れなどございましたら、あらかじめお伝えしております事務局緊急連絡先までご連絡ください。

なお、本日、谷口船員政策課長におかれましては、所用により欠席とさせていただきます。ご了承ください。

本日、委員及び臨時委員19名中14名のご出席をいただいております。交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定に基づきまして、定足数を満たしておりますことをこの場でご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議開催となっておりますので、事前にお配りしております資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、以後の司会進行をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日は報告事項が1件となっております。議題1として、「ILO海上労働条約(MLC)の規範改正について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【浦野国際業務調整官】 私、船員政策課国際業務調整官の浦野靖弘と申します。本日は何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題に従いまして、「ILO海上労働条約(MLC)の規範改正について」という資料を説明させていただきたいと思います。

まず国際労働機関、ILOにおきまして海上労働条約、MLCを2013年に日本が批准をいたしまして、14年から発効しております。したがって、国内法令に既に取り入れられている条約でございますけれども、こちらの条約におきましては、船員の権利とか労働環境といったものを全般的にカバーしている条約になってございます。このMLCの条約につきましては、規範部という部分、コードという実際に細則を決めている部分があるんですけれども、こちらの改正は、加盟国の政府代表、船舶所有者の代表、船員代表の三者からなる、官労使三者による「特別三者委員会(STC)」という委員会において、改正を審議することになってございます。

このたび、今年の5月5日から13日の期間におきまして、STCの第4回会合の第2部会合ということで、条約の規範の改正について審議がなされました。今回採択されたのは、合計8件の規範改正案が最終化されまして、こちらが先日、このSTC会合の2週間後に開催されました第110回ILO総会において無事に承認されたところで、改正内容の発効につきましては2024年12月頃を予定しております。

この規範の改正についてですけれども、まず前提の情報といたしまして、下の※のところに記載しておりますが、規範には義務的な基準というA部と、義務的ではない指針というB部の2パートで構成されてございます。今回、このA部、B部それぞれについて幾つか改正がございました。

下の2ボツ以降、順に提案内容と採択された内容について、説明を差し上げたいと思います。最初の(1)から(5)までは、船舶所有者と船員代表の合同の提案でございます。労使が共同で提案した内容でございます。

まず1つ目ですけれども、「健康及び安全の保護並びに災害の防止」という部分におきまして、船舶における職業上の災害とか、負傷・疾病といったものを防止するための合理的な予防措置を講じるように規定されているのですが、こちらの措置の例といたしまして、

適切なサイズの個人用保護具を必要な船員全員に提供すること、というのが明記されることになりました。こちらの背景ですけれども、昨今、海上においても女性の活躍が非常に重要視されておりまして、そのような中でITFが運輸関係全般について、女性に対して個人用保護具の提供が適切に行われているかどうかといったところが調査されまして、その結果、全般的に女性がなかなか身につけられないような、大きいサイズの個人用保護具が配布されているケースがあるということで、保護具がきちんと適切な機能を発揮しない状態で、女性の船員など運輸関係の労働者が不安全な状態にさらされていると。なので、女性でもきちんとフィットするような小さめのサイズとか、そういった個人用保護具をきちんと船上にも備え置いて、船員全員に提供しようといったコンセプトで、今回改正がなされました。

2番目ですけれども、「食料及び料理の提供」という部分もこの条約に記載されているのですが、この中で船員の勤務期間中においては無料で、食料及び飲料水が提供されること、といったところが明記されました。続きまして、司厨部の組織及び設備が提供する食事の最低基準についても記載がなされているのですが、これまで記載していた「適切な、多様な及び栄養のある」という食事の形容詞の種類について、「バランスの取れた」という表現も新たに追加されたという改正になってございます。3点目ですけれども、食料・飲料水の供給につきましては、船長が頻繁な検査を行いまして、その結果を記録することが義務づけられているのですが、この確認の際に、食料と飲料水の量、栄養価とか品質、あるいは多様性といったところをちゃんと確認して、記録するよということ、もともと量、栄養価、品質といった話は、条約上も考慮するように記載されているんですけれども、こちらを検査項目としてきちんと配慮するということが明記された改正になります。

続きまして、3つ目の改正提案、船員の送還に関する規定でございます。こちらの規定につきましては、船員が遺棄されたとみなされる場合を含みまして、船員については迅速な送還を容易にすることという、明確化がなされたと。これはコロナ禍で船員が遺棄されてしまう事案がかなり多く発生しておりまして、そのような状況であっても、船員の権利としてはきちんと送還される権利を持つということで明確化して、義務をきちんと履行していただくといったところを確保する改正になっております。

2つ目のパラグラフに、もう一つ改正がありますけれども、寄港国、旗国、船員供給国、その船員に関係する国、三者がきちんと協力して、船員が遺棄されていた場合にその船員を交代させるために船員を乗せることになるのですが、そういった船舶に従事する船員が

ちゃんとこの海上労働条約に基づく権利を認められるようにしましょうといった内容になっております。

続きまして、4点目の改正でございます。「船舶及び陸上における医療」についてということで、こちらにつきましてもコロナ禍で顕在化した問題を解決するための明記ということで、加盟国は、直ちに医療を必要とする船員が、自国の領域内の船舶から即時に下船し、適切な治療のために陸上の医療施設を利用することを確保しなければならないといった規定が追加されております。もともと陸上での医療の提供については条約上も記載されていたのですが、やはり緊急時に船員さんが速やかに医療行為を受けなければいけないような事態にあっては、いかなる場合であっても即時にちゃんと下船して、医療施設を利用できるようにということで明記した改正になってございます。

2点目ですけれども、船舶の航行中に船員の方が死亡された場合、この当該死亡が起きた領域の加盟国、または公海上でそういった事案が発生してしまった場合に、次に入国する、領海を有する加盟国については、必要に応じて、船員ご本人、あるいは近親者の希望をきちんと確認して、船舶所有者による遺体または遺灰の送還を容易にしなければならないといった規定が明確化されました。当然、今も実態としてやられていることだと思うのですが、これを明確化したといった規定になっております。

これに合わせて指針のガイドラインの非義務的な部分も新たに改正がなされまして、加盟国においては、船員が公衆衛生上の理由により下船することを妨げられないことを確保すべきといったところと、あと船内の貯蔵品、燃料、水、食料及び供給品といったものを利用することができるように確保すべきといったところが規定されております。また、どういった場合に直ちに医療を必要とすると判断するかといった指針も、この(a)から(g)まで、細かい規定が指針として定められております。

続きまして、船員と船舶所有者合同の提案では最後になりますけれども、5番目として、船員が遺棄された場合に、当該船員の送還を支援するための金銭上の保証に関する証明書等とか、職業上の負傷、疾病または危険に起因する船員の死亡または長期の障害といった場合における補償を確保するための金銭上の保証。そういった保証に関する証明書類に、今、海上労働条約の規定上、記載項目として船舶所有者を記載するように規定されているのですが、実態としましてはP&I保険の証書等で、船舶所有者、実際のリアルシップオーナー以外のオペレーター等、そういった船舶所有者以外の者が記載されているケースが実態としてあるということで、この実態に合わせて、様式を改正したといった内容になっ

てございます。

続きまして、6番目の改正ですけれども、こちらは船員グループから単独で提案されたものになっております。海上労働条約には居住設備とかレクリエーション用設備についての規定もあるのですが、この中で主にインターネットアクセスを想定した内容として、社会的接続、ソーシャル・コネクティビティーを船舶においてきちんと船員に提供するといったことが明確化されまして、その具体的な内容としてはB指針のほうに2つほど新たな規定が記載されております。

まず1つ目のB指針ですけれども、船舶所有者は、合理的に実行可能な範囲において、利用料金が発生する場合には、妥当な金額で、船上の船員にインターネットへのアクセスを提供すべきといったところですが、これは船内の話になります。そして次の改正としては、加盟国は、同じく合理的に実行可能な範囲において、もし利用料金が発生する場合には妥当な金額で、同国の港またはその周辺に錨泊中の船上の船員に、寄港国として、船員にインターネットのアクセスを提供すべきといった指針が規定されております。これにつきましては、当初は無料で提供しろという提案が船員グループからあったのですが、技術的な問題、そもそもインターネットにアクセスできないような領域もあったりしますし、あとは果たして無料でできるものかといったような提案もありましたので、このような規定に一旦落ち着いて合意したといった状況になっております。

続きまして、7番目の改正でございます。これも実態に即する形で改正した内容になるんですけれども、実際に船員の募集、職業紹介のための機関とか、あるいは船員の雇用契約の下で関係する船舶所有者が、船員に対する義務を履行しないことによって、船員が負うこととなる金銭的損失を補償するために、保険、またはこれと同等の適当な措置によって保護する制度を構築するといった義務要件があるんですけれども、これに対して、制度を構築するだけではなくて、こういった制度がありますよという情報をきちんと事前、あるいは勤務中に、船員に対して情報を提供するといった義務が明確化された。この背景としましては、船員の皆さんが何か補償を受けなければいけないときに、その手続をどうしたらいいとか、そういう具体的なことを知らされないまま、権利をうまく享受できていないといった事案があったということで、それをきちんと正しい形になるようにこれを明記することで、船員が知らなくてできなかったということがないように措置をするといったものでございます。

最後、8番目の改正ですけれども、こちらは政府グループから提出された提案になって

おりまして、主にオーストラリアが中心となって提案されたものでございます。内容といたしましては、船員が船上等で死亡してしまった場合に、そういった情報についてきちんと分析、分類等がなされず、記録も適切に行われないまま、例えばコロナ禍において、どうも船上で自殺する方が増えたりとか、きちんと統計がなされているわけではないのですが、そういった傾向がどうもあるようだ。ただ、実際に死亡事故等の情報が分類、整理されていない、収集されていないがために、きちんとしたトレンドを把握できないといった政府側の懸念がありました。それを解決するためには、まずは情報収集と、きちんと原因等を整理して、分類・把握する必要があるだろうということで、それを解決するために、まず船員の全ての死亡は十分に調査され、記録され、かつILOの事務局長に対してグローバルに情報が登録されて、公表されるように報告しましょうという規定が追記されました。

さらに、この報告の仕方についてB指針で追加の規定がつくられまして、船員の全ての死亡について、ILO事務局が特定した様式・分類等を用いて、ちゃんと事務局長に報告しましょうということと、あと死亡データの分類の仕方です。死亡の種類、どういった形で亡くなられたのか、あるいはどういった船舶の諸元だったのか、死亡した場所はどこだったのか、船員の性別・年齢とかいろいろな分類、把握するための細分の仕方です。こういった指針が示されたといった状況になっております。

これらの改正について、3点目の今後の方針ということで、おおむねほとんどが現状も実態としては、特に日本の邦船社等はきちんと履行していると考えられている事案を確実に明記したといった改正になっているのですが、そういった関係でおおむね日本国内の現行法令では担保済みというふうに整理していますけれども、やはり細かい部分で確認が必要ですので、改めて関係省庁を交えて、現在、詳細を確認中でございます。

長くなりましたけれども、以上で今回のMLCの規範改正についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【野川部会長】** ありがとうございます。今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望されるときは、カメラ・マイクをONにして「部会長」と発言いただきます。私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上で発言をお願いいたします。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。  
いかがでしょうか。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。海員組合、平岡です。

【野川部会長】 平岡委員ですね。お願いします。

【平岡臨時委員】 今、2024年12月に発効との説明がありましたが、最終的に国内法制化に向けたスケジュール感を教えていただければと思います。

【野川部会長】 お願いします。

【浦野国際業務調整官】 船員政策課の浦野でございます。ご質問いただき、ありがとうございます。

現時点でまだ具体的なスケジュールについてはお示しできる状況ではないですが、今、関係省庁と相談しているところがございます。恐らくはそれほど大きな改正は要らない、あるいは何も改正する必要がないという可能性もあるんですけれども、そのポイントが絞られ次第、もし省令改正などが必要な場合にあっては、そのスケジュールをきちんと設定して、速やかにお示しできるようにしたいと考えております。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【平岡臨時委員】 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】 それでは、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

今回の改正はあまり大きな改正というわけではないですね。最後にあるように、おおむね日本の現行法令で対応できているものがございますので、少なくとも法律の改正はまずないだろうと思いますし、細かな政策上の対応ということだろうと思います。ただ、具体的にどのようにこれに応じたかということについては、きちんと速やかに進めていくとともに、この場でもご報告したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

ほかにご質問等、もしお気づきの点がございましたら、事務局までお問合せをいただくようお願いいたします。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

【池谷臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。池谷です。

【野川部会長】 池谷委員、お願いします。

【池谷臨時委員】 ありがとうございます。その他の事項ということで、質問と要望という形で2点ございます。

まず1点目の質問といたしまして、3月25日開催の第146回船員部会におきまして、トン数標準税制に関する検討の状況について質問いたしましたが、その後の外航課との協議状況、今後の関係者を含めての検討の場などの具体的なスケジュール感など、開示できる情報があればご説明いただければと思います。これが1点です。

2点目の要望といたしまして、現在、海事局におきましては、次年度予算概算要求に関し検討が進められていると思います。私からの要望ですが、外航船員の各政策に関する予算について、外航の基幹職員養成に関する部分に関しまして、今年のように募集枠を下回らない形で、既定の募集枠で実施可能となる予算を確保いただくよう、強くお願いします。つきましては、海事局として今後の予算編成に関して考え方があればお聞かせいただければと思いますので、考え方があればお示しいただければと思います。以上でございます。

【野川部会長】 1点目のご質問、それから2点目はご要望ですが、コメントがあればということでお願いいたします。事務局、お願いします。

【高桑船員政策課課長補佐】 1点目、トン数標準税制に係る今後のスケジュール感などの部分でございます。現在も3月と変わらずに、省内の検討を行っているとお聞きしております。状況としては変わっていないというのがお答えでございます。

【坂巻審議官】 2点目の予算の関係、来年度予算の話でございます。今年度予算、決着のところでなかなか厳しい状況だったということでございます。外航の船員の養成の話も含めて、船員養成に関して来年度期に向けて、必要な額を確保していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【池谷臨時委員】 ありがとうございます。トン税に関する部分については今後また情報開示できるような部分がございましたら、よろしくお願いたします。また、2点目の外航の基幹職員養成についても考え方をご披露していただきましたが、ぜひよろしくお願したいと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。海員組合の平岡です。

【野川部会長】 平岡委員ですね。お願いします。

【平岡臨時委員】 5月27日開催の第148回船員部会におきまして、知床遊覧船事故について、同事故を踏まえた総合的な安全対策の検討に当たっての主な論点の報告がなされております。その中で知床遊覧船事故対策検討委員会が設置されたことの報告があり、船員部会にも意見が求められました。検討委員会において、安全対策の徹底見直しなどが論議されていると考えられますが、どのような状況になっているのか、この船員部会で報告があるべきだと思われまます。またこの検討委員会7月に取りまとめを行うと聞いております。どのような取りまとめが行われるのか、また、この船員部会へ報告がなされるのかをお聞きしたいと思います。

【野川部会長】 お願いします。

【高乗船員政策課課長補佐】 今、委員にご指摘いただきました検討委員会につきましては、論点が多岐にわたっておりますけれども、その1つとして船員の技量の向上が含まれており、その関連で、前回5月の船員部会で皆様にもご意見をお伺いしたところでございます。現在、検討委員会は引き続き行われており、本日、第5回の検討委員会が行われるところです。取りまとめについては、仰せのとおり7月に予定されており、我々は、船員の部分も含め、その取りまとめを受け止めて、その後、施策を具現化するべく検討を行っていくこととなります。

このため、検討委員会の取りまとめを受けた時点で、この船員部会にご報告させていただくことを想定しております。当然、その後検討が進み、船員分野の施策が具体化されていく段階におきましては、例えば法令の改正などが発生するような場合に、必要に応じ、改めて船員部会にご報告やお諮りをさせていただければと考えてございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【平岡臨時委員】 総括から、検討委員会が今日また行われるという話がありましたが、検討委員会の経過は報告せずに、取りまとめた内容などについてはこの部会の中で報告していただけるという理解でよろしいですか。

【高乗船員政策課課長補佐】 仰せのとおりでございます。そのように考えていただけて結構です。

【平岡臨時委員】 安全対策に関わる極めて重大な問題ですので、よろしく申し上げます。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。お願いいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めて委員の皆様にご連絡申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第149回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —